

芦屋港港湾計画書

— 改訂 —

平成24年11月

芦屋港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 昭和 51 年 1 月第 2 回福岡県地方港湾審議会
の議を経、その後の変更については
- ・ 平成 2 年 10 月第 8 回福岡県地方港湾審議会
の議を経た芦屋港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
1	芦屋港への要請	1
2	計画の基本方針	2
II	港湾の能力	3
III	港湾計画で定める機能別の計画	4
1	交流	4
	マリーナ計画	4
2	環境	5
	港湾環境整備施設設計画	5
IV	土地造成及び土地利用計画	6
1	土地利用計画	6
V	港湾の効率的な運営に関する事項	6

I 港湾計画の方針

1 芦屋港への要請

芦屋港は遠賀川の河口に位置し、昭和49年に地方港湾に指定され、昭和61年には-5.5m～-4.5m 岸壁（5バース）と野積場が供用開始した。

今日の芦屋港は、地域経済における建設資材等の物流基地及び近海漁業の基地として遠賀地域の発展に寄与しており、港湾取扱貨物量は近年において内貿10万トン強を取り扱っている。

また、「九州・山口9県災害時応援協定」において、広域海上緊急輸送基地としても位置付けられている。

平成2年に海洋性レクリエーション空間の形成を目指して、港湾計画を改訂したものの、経済情勢や需要の変化から、事業化には至っていない。

近年、芦屋港周辺には、海水浴場、レジャーポール、プレジャーボート、響灘を一望できる公園など北部九州地域における広域レジャー拠点としても注目される施設があり、それらと連携した賑わい空間の創出も要請されている。

そのため、既存の港湾施設と調和のとれた港湾空間の形成を図り、豊かな自然環境や景観を生かした整備をすすめていくことが必要である。

2 計画の基本方針

遠賀地域の産業活動を支え、地域経済や県民生活の安定・向上に貢献するとともに、福岡－北九州間にある地方港湾として、物流・交流・環境と多岐に渡る役割を担う港湾を実現するため、平成30年代後半を目標年次として以下のように港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) 芦屋港周辺のレジャー施設との連携を図り、地域の交流の場として活用される港とする。
- 2) 芦屋町を中心に背後地域の経済を支える物流基地としての港とする。
- 3) 緑地整備により、人々が水辺に自由に安心して行き来でき、その魅力を楽しむことができる港とする。
- 4) 大規模災害発生時の緊急海上輸送に資する港とする。

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ① 芦屋地区東側は船だまり関連ゾーンとする。
- ② 芦屋地区中央は物流関連ゾーンとする。
- ③ 芦屋地区西側は緑地レクリエーションゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次（平成30年代後半）における取扱貨物量を
次のように定める。

取扱貨物量	内 貿	13万トン
-------	-----	-------

III 港湾計画で定める機能別の計画

港湾の能力に適切に応ずるとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図りつつ、港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 交流

マリーナ計画

社会情勢や海洋性レクリエーション需要の変化に対応して、既定計画を削除する。

[マリーナ計画]

既定計画

芦屋地区

泊地 水深 3 m 面積 5 h a

防波堤 延長 7 2 0 m

物揚場 水深 3 m 延長 2 7 0 m

小型さん橋 5 基

船揚場 延長 4 0 m

レクリエーション施設用地 1 0 h a

2 環境

港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

芦屋地区 緑地 10 ha

既定計画
緑地 2 ha

IV 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画、土地造成計画を次のとおり計画する。

1 土地利用計画

(単位: h a)				
用途 地区名	ふ頭用地	交通機能用 地	緑地	合計
芦屋地区	(10) 10	(1) 1	(10) 10	(21) 21

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

V 港湾の効率的な運営に関する事項

芦屋港において、港湾利用やサービスの向上を図るため、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。